

第2節 本県の動向

平成11年3月に本県の環境の保全及び形成についての基本理念、行政・事業者・県民の責務及び環境保全施策の基本方針等を定めた「県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき策定した「鹿児島県環境基本計画」（平成16年3月改定）に掲げる各種施策を推進するとともに、「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例、「鹿児島湾ブルー計画」等の環境管理計画などに基づき、環境保全施策を推進しています。

また、「かごしま将来ビジョン」（平成20年3月策定）において、地球温暖化対策や循環型社会実現のための県民、事業者、行政が一体となった取組を進めるとともに、離島をはじめ県内各地に残されている豊かで多様な自然環境が県民共有の財産として保全・育成され、県民生活と産業活動、自然環境が調和する世界に誇れる先進的な地域が形成されることを目指し、様々な施策・事業の推進に積極的に取り組みました。

1 地球環境問題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決を目指して、平成13年11月から県民、事業者及び行政が一体となって、環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

また、地球温暖化対策推進法に基づき、県内における温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、排出抑制目標を定め、県民、事業者及び行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針として、平成17年3月に「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、各種施策を推進しています。

さらに、県においても地域における事業者・消費者として、自ら事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を図るため、平成10年12月に「県庁環境保全率先実行計画」を策定し、電気や水等の省エネルギーや廃棄物の減量化等に取り組んでおり、県庁本庁においては、平成18年3月にISO14001の認証を取得し、公共事業を含むすべての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めるとともに、平成20年には、「環境」の中でも喫緊の課題となっている地球温暖化問題について県に対して意見や提言を行う「鹿児島県地球温暖化対策懇話会」を設置し、平成22年3月には、この懇話会の意見も踏まえた「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」が制定されました。

なお、平成21年度は、世界自然遺産の島屋久島において、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、屋久島事務所における電気自動車の導入や普及啓発活動の実施、各種団体から成る地域協議会の設置等に取り組んでみました。

2 廃棄物・リサイクル対策

平成18年3月、本県の廃棄物対策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成18年度から22年度を計画期間とする「県廃棄物処理計画」を策定しました。

また、市町村のごみ処理施設の整備を進めるとともに、容器包装リサイクル法に基づく容器包装の分別収集・リサイクルを促進するため、平成19年7月に「県分別収集促進計画」の見直しを行いました。また、平成13年4月に施行された「家電リサイクル法」に基づき、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）の円滑な収集運搬・リサイクルを促進するとともに、国の「離島対策事業協力制度」を活用しながら離島地域における収集運搬料金の低減化に努めています。さらに、平成17年1月に完全施行された「自動車リサイクル法」に

に基づき、廃棄される自動車のリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導や制度の普及啓発等を実施しています。

産業廃棄物管理型最終処分場については、県内に1箇所もないことから1日も早く整備する必要があります。このため、処分場立地の可否を判断するための立地可能性等調査の結果などから、平成20年9月に薩摩川内市川永野地区を公共関与による管理型処分場の整備地として決定し、平成21年度は基本計画・基本設計を行い、安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の建設に向けて取り組んでいます。

3 化学物質等の環境リスク対策

平成9年度から「大気汚染防止法」に基づき有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しています。

また、平成12年度からは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき大気、水質、底質及び土壌の汚染状況の常時監視調査や事業場の排出基準監視調査を実施しています。

さらに、平成14年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づくP R T R制度により、対象事業者は特定化学物質の排出量、移動量の届出が義務づけられました。県ではそれらの集計結果をホームページで公表しています。

アスベスト対策については、平成17年度から「アスベスト関係機関連絡会議」による情報の共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに、各種相談窓口の設置や飛散防止対策等、関係機関と連携して「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に基づき施策の円滑な実施に努めています。

4 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

生物多様性の保全を図っていくためには、野生生物の種の絶滅を防ぐことが必要です。

絶滅の恐れのある希少な野生生物の保護対策等を検討する上で必要な情報を得るため、平成11年度から4か年で「希少野生生物調査」を実施し、県内の希少な野生生物の生息状況を把握の上、県版レッドデータブックを作成しました。

なお、この調査の過程で早急に保護を図る必要がある種が判明したので、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成21年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美地域において、「環境省奄美野生生物保護センター」が平成12年4月にオープンし、野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として運営されています。

5 世界自然遺産

屋久島は、亜熱帯から冷温帯までの多様な植生の垂直分布や樹齢数千年に及ぶヤクスギなど特異な森林形態を有していることなどから、平成5年12月、我が国初の世界自然遺産として登録されました。本県では、屋久島において、自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進しています。

平成12年5月には、屋久島と鹿児島市において、アジア太平洋地域を中心とした世界自然遺産を有する国内外の自治体などが参加する「世界自然遺産会議」を開催しました。

平成16年9月に設立された屋久島地区エコツアーリズム推進協議会において、エコツアーガイドの登録・認定制度や里地でのエコツアープログラムの開発などの検討が行われ、エコツ

アーガイドの登録制度については、平成18年4月から本格的に運用されています。また、平成22年11月には過剰な利用が懸念される縄文杉他2つの利用調整等を盛り込んだエコツーリズム推進法に基づく「全体構想」が協議会の総会で承認されました。

平成21年6月には、国、県、町は共同で屋久島の科学的な知見を踏まえたより適切な保全管理を実現するため学識者で構成する「屋久島世界遺産地域科学委員会」を設置しました。

6 海域の水質保全

「鹿児島湾ブルー計画」は、鹿児島湾の水質保全対策を積極的に推進していくため昭和54年5月に策定したものです。平成17年度からは、平成17年3月に策定された「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき富栄養化対策など各種水質保全対策を関係機関と連携しながら進めています。

7 環境学習の推進

本県の環境学習については、平成2年6月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき推進してきましたが、環境学習を巡る情勢が大きく変化してきていることから、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき定められた「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月に閣議決定）を勘案して、本県の自然的社会的条件に応じた新たな「県環境学習推進基本方針」を平成17年3月に作成しました。

この県環境学習推進基本方針は、人と自然が共生する環境にやさしい社会づくりのための環境保全の意欲の増進や環境学習の推進方策を示しており、県においては、この基本方針に沿って、様々な施策・事業に積極的に取り組んでいます。

8 緑化の推進

平成14年3月に策定した「新グリーンプラン21（県緑化基本計画）」に基づき、「みんなでつくるみどり豊かで潤いのあるかごしま」を基本目標に、県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

また、平成17年度から森林環境税を導入し、森林の役割や重要性について、広報・啓発を実施しています。

9 景観の形成

うるおいと安らぎのある良好な生活環境に対する県民ニーズの高まりの中で、誇りや愛着の持てる個性豊かな美しい景観づくりが求められていることから、県では、本県の特色を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、平成19年12月に「鹿児島県景観条例」を制定し、この条例に基づき、景観形成の普及啓発、実践活動への支援等を実施しています。

また、地域における良好な景観の形成を促進するため、景観法に基づき規制誘導等を行う景観行政団体(18市町)のうち、出水市が平成22年3月に景観計画を策定し、景観計画策定済みの団体は、既に策定済みの鹿児島市及び薩摩川内市と合わせて3団体となっています。

10 環境と調和した農業の推進

農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、環境に配慮した持続的な農業生産活動を推進するため、健全な土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用量をできるだけ少なくするなど、環境と調和した農業を推進しています。

また、消費者には、より安心できる農産物を安定的に供給するよう努めています。